

新旧対照表

神奈川県中小企業高度化資金貸付規則

新			旧		
<p>附 則 1～6 (略)</p> <p>7 <u>令和9年3月31日</u>までの間、金融機関（預金保険法（昭和46年法律第34号）第2条第1項に規定する金融機関をいう。）による債務の保証を受けた者に対する資金の貸付に係る別表第2の規定の適用については、同表の2の項中「80パーセント以内。ただし、小規模事業者に対する貸付については、90パーセント」とあるのは「90パーセント」と、同表の3の項中「80パーセント」とあるのは「90パーセント」と、同表の4の項中「80パーセント以内。ただし、小規模事業者に対する貸付については、90パーセント」とあるのは「90パーセント」とする。</p>			<p>附 則 1～6 (略)</p> <p>7 <u>令和6年3月31日</u>までの間、金融機関（預金保険法（昭和46年法律第34号）第2条第1項に規定する金融機関をいう。）による債務の保証を受けた者に対する資金の貸付に係る別表第2の規定の適用については、同表の2の項中「80パーセント以内。ただし、小規模事業者に対する貸付については、90パーセント」とあるのは「90パーセント」と、同表の3の項中「80パーセント」とあるのは「90パーセント」と、同表の4の項中「80パーセント以内。ただし、小規模事業者に対する貸付については、90パーセント」とあるのは「90パーセント」とする。</p>		
別表第1（第2条、第3条、第11条関係）			別表第1（第2条、第3条、第11条関係）		
貸付対象事業	貸付けの相手方	貸付対象施設等	貸付対象事業	貸付けの相手方	貸付対象施設等
1 (略)			1 (略)		
2 <u>受託中小振興計画承認グループ事業</u> 政令第3条第1項第1号ロに規定する事業のうち、省令第27条各号の基準に適合する事業であつて、知事が別に定める基準に適合するもの	<u>受託中小振興計画承認グループ事業</u> を実施する中小企業者	<u>受託中小振興計画承認グループ事業</u> の用に供する土地、建物、構築物又は設備	2 <u>下請振興事業計画承認グループ事業</u> 政令第3条第1項第1号ロに規定する事業のうち、省令第27条各号の基準に適合する事業であつて、知事が別に定める基準に適合するもの	<u>下請振興事業計画承認グループ事業</u> を実施する中小企業者	<u>下請振興事業計画承認グループ事業</u> の用に供する土地、建物、構築物又は設備
2の2～12 (略)			2の2～12 (略)		
別表第3（第2条関係）			別表第3（第2条関係）		
1～8 (略)			1～8 (略)		
<p>9 別表第1の2の2の項の貸付対象事業の欄に掲げる事業、同表の3の項の貸付対象事業の欄に掲げる事業（特定中小企業団体の行う事業に限る。）、同表の4の項の貸付対象事業の欄又は同表の6の項から8の項までの貸付対象事業の欄に掲げる事業のうち、<u>物資の流通の効率化に関する法律</u>（平成17年法律第85号）<u>第7条第2項</u>に規定する認定総合効率化計画に基づき実施する事業に係る貸付であつて、知事が別に定める基準に該当するものであること。</p>			<p>9 別表第1の2の2の項の貸付対象事業の欄に掲げる事業、同表の3の項の貸付対象事業の欄に掲げる事業（特定中小企業団体の行う事業に限る。）、同表の4の項の貸付対象事業の欄又は同表の6の項から8の項までの貸付対象事業の欄に掲げる事業のうち、<u>流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律</u>（平成17年法律第85号）<u>第5条第2項</u>に規定する認定総合効率化計画に基づき実施する事業に係る貸付であつて、知事が別に定める基準に該当するものであること。</p>		

新	旧
10～12 (略)	10～12 (略)
13 別表第1の2の項から5の項までの貸付対象事業の欄又は同表の7の項の貸付対象事業の欄に掲げる事業のうち、 <u>受託中小企業振興法</u> （昭和45年法律第145号）第7条第2項に規定する承認計画（以下「承認計画」という。）に基づき実施する事業に係る貸付けであつて、当該事業に参加する事業者のうち70パーセント以上が当該承認計画に記載された中小企業者である場合における貸付けであること。	13 別表第1の2の項から5の項までの貸付対象事業の欄又は同表の7の項の貸付対象事業の欄に掲げる事業のうち、 <u>下請中小企業振興法</u> （昭和45年法律第145号）第7条第2項に規定する承認計画（以下「承認計画」という。）に基づき実施する事業に係る貸付けであつて、当該事業に参加する事業者のうち70パーセント以上が当該承認計画に記載された中小企業者である場合における貸付けであること。
14～18 (略)	14～18 (略)